

事務所だより

第89号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金制度改革関連法の概要

年金制度改革関連法は、年金給付額を抑制する新たなルール導入（本文のその三を参照してください）を柱として、第一九二回臨時国会で成立しました。

その一

【短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進】

五〇〇人以下の企業に対して、労使の合意があれば企業単位で短時間労働者への適用が可能。
公布日施行（平成二十八年十月実施）
※五〇一人以上の企業は、すでに適用拡大実施

その二

【国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除】

国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料を免除する（免除期間は納付したとみなして基礎年金を計算される）。

財源として国民年金保険料を月額一〇〇円程度引上げる。いずれも平成三十一年四月施行予定

その三

【年金額の改定ルールの見直し】

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改

定に際して、以下の措置を講じる。

（一）マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する。

（二）賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底する。

（一）は平成三十年四月、（二）は平成三十三年四月施行予定

その四

【年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の組織等の見直し】

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

その五

【日本年金機構の国庫納付規定の整備】

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

公布日から三月以内施行予定

平成二十九年十月（一部は公布日から三月以内）施行予定

Q 会社に出勤しようと自宅の玄関を出たところで、足元が凍っていたため滑って転倒し、足首を捻挫してしまいました。会社に通勤災害を申し出たところ「該当しない」と言われました。通勤するところなのに納得できません。

通勤時の転倒によるケガ

A 結論から申しますと、ケガをしたのがどのような場所なのかによって、通勤災害として労働基準監督署が認定するかどうか判断がわかれます。

自宅が一戸建てで、玄関を出たエントランスで滑って転び捻挫した場合は、自宅の敷地内のため労災保険の対象外です。

そのため、健康保険で治療することになります。

自宅が集合住宅で、玄関を出た廊下等で同じように滑って転び捻挫した場合は、労災保険の対象となります。

具体的には、ケガをした場所が「人の通行が自由に認められている場所か否か」ということで判断されますので、ご参考ください。



冬の職場の安全衛生

寒い時期に多発する火災や転倒によるけがなどの安全面と、感染症や循環器系疾患あるいは腰痛などの衛生面から、職場においてどのような対策をすることができているのかを考えていきたいと思います。

安全面の対策

①. 火の元の安全

特に空気が乾燥しやすい地域では、タバコのポイ捨てや不完全な火の消し方によって大きな火災につながります。

喫煙する方は、あらかじめ決められた場所に喫煙することが求められます。また、喫煙場所に燃えやすいものを置いてはいけません。

万が一に備えて、防火用水や消火器などの初期消火できるものを準備し、点検を行ないます。

②. 足元の安全

水などで濡れやすい作業場所や屋外で作業する方は、寒い日の朝には凍結していることがあります。作業を始める前に足場等を十分に点検してください。

通勤の際にも道路が凍結したり霜が降りた場合、滑りやすく



なりますので注意が必要です。

衛生面の対策

①. 感染症の予防

インフルエンザやノロウイルス等の感染症が寒い時期に多発します。感染症は誰でも罹患する可能性があります。

万一の場合、職場内で拡大しないように次の事項を徹底することが必要となります。

(ア) 食事前、トイレ後などは必ず石けんด้วย手を洗い、タオルやハンカチの貸し借りはしない。

(イ) 咳やくしゃみが出るときは、必ずマスクを着用する。

(ウ) 発熱や下痢の症状等があるときは、直ちに職場に申し出ること。出勤してはいけない。職場で症状が現れた時には帰宅する。

(エ) 可能であればインフルエンザ予防接種を受ける(ただし強制しない)。

②. 循環器系疾患の予防

人の身体は年齢にかかわらず、寒さから体温が低下しないように血管を収縮させます。そのため、血圧が上がりやすく血管に負担がかかります。その結果、血管系の病気(循環器系疾患)を発症しやすくなり、さらに、日頃の生活習慣によっては発症のリスクが高まります。

日頃から意識する

予防の一つとして、職場の定期健康診断を受診し、早期発見・早期治療を心がけます。有所見者は就業上の注意点について産業医等から意見を聴き、すでに循環器疾患に罹患している場合は、重症化しないためにも労働時間や作業量等を適切に管理します。

冬季の健康管理維持に職場以外でも役立つと思われる事項を挙げてみました。ぜひ取り入れてください。

- ・ 汗をかいたときのために、着替えを準備しておく
- ・ 暴飲暴食を控える
- ・ カイロを利用する
- ・ 作業前にラジオ体操などで軽く準備運動をする
- ・ 厚着にならないように防寒性の高い衣服を着用する
- ・ 十分な休息、睡眠を取る

十二月の労務手続 「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

「郵便局または銀行」

二十日

○特例による源泉徴収税額の納付(前年七月～十二月分)

「郵便局または銀行」

三十一日

○労働者死傷病報告の提出(休業四日未満、十月～十二月分)

「労働基準監督署」

○労働保険料の納付(延納第三期分)

「郵便局または銀行」

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

○法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計票)の提出

「税務署」

○給与支払報告書の提出(一月一日現在のもの) 「市区町村」
○個人の道府県民税・市町村民税の納付(第四期分)

「郵便局または銀行」
本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出 「給与の支払者」
○本年分所得税源泉徴収簿の書換え 「給与の支払者」

編集後記

二〇一七年の干支は『酉』ですが、甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸の十種類からなる十干(じっかん)を組み合わせると『丁酉(ひのととり)』なのだそうです。『丙午(ひのえうま)』や『戊辰(ぼしん)』は、ご存知の方も多いのではないのでしょうか。(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com